

新しい「国立大学法人」制度の概要

「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保

- ・国の行政組織の一部 各大学に独立した法人格を付与
- ・各大学ごとの目標、計画を策定し、これに基づき運営
- ・予算、組織等の規制は大幅に縮小し、大学の責任で決定
- ・産学官連携など多彩な事業を、大学の判断で弾力的に展開

「民間的発想」のマネジメント手法を導入

- ・「役員会」制の導入によりトップマネジメントを実現
- ・全学的観点から資源を最大限に活用した戦略的な経営
- ・自己収入拡大など経営努力にインセンティブを付与
- ・組織・業務の一部を柔軟にアウトソーシング・出資

「学外者の参画」による運営システムを制度化

- ・「学外役員制度」(学外有識者・専門家を役員に招聘)を導入
- ・役員以外の運営組織にも学外者の参加を制度化
- ・学外者も参画する「学長選考委員会」が学長を選考

「非公務員型」による弾力的な人事システムへの移行

- ・能力・業績に応じた給与システムを各大学の責任で導入
- ・兼職・兼業の国の規制を撤廃し、能力・成果を社会に還元
- ・任期制・公募制の積極的導入方法等を中期計画で明確化
- ・事務職を含め学長の任命権の下での全学的な人事を実現

「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

- ・大学の教育研究実績を第三者機関により評価・チェック
- ・第三者評価の結果を、大学への資源配分に確実に反映
- ・評価結果、財務内容、教育研究等の情報を広く公表



「国立大学法人法」を制定し、できるだけ早期に移行

(注) 独立行政法人との違い

「学外役員制度」など学外者の運営参画を制度化
客観的で信頼性の高い独自の評価システムを導入
学長選考や目標設定で大学の特性・自主性を考慮

新しい「国立大学法人」像について(抄)

～ 高等専門学校関係部分～

・ 関連するその他の諸課題

本調査検討会議は、国立大学及び大学共同利用機関を法人化する場合の制度の具体的な内容について検討を行ったが、法人化後の国立大学及び大学共同利用機関の在り方と深く関わる問題として、以下のような課題についても、別途、速やかに検討されることが必要である。

- (5) 高等専門学校など国立大学・大学共同利用機関以外の国立学校設置法上の機関の扱い（法人化する場合には、その具体的な制度の在り方を含む）